

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第50号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和41年岩手県規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保証人の資格)</p> <p>第4条 政令第9条第1項（政令第31条の7において読み替えて準用する場合を含む。）及び<u>附則第7条第5項</u>の保証人（以下この章において「保証人」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(据置期間の延長)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 政令<u>附則第7条第6項</u>（政令<u>附則第8条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定による据置期間の延長の決定を受けようとする者は、別に定める様式による母子福祉資金等据置期間延長申請書にその者の前年の所得を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(償還金の支払猶予)</p> <p>第15条の2 [略]</p> <p>2 借受者は、政令<u>附則第7条第7項</u>（政令<u>附則第8条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づく償還金の支払猶予を受けようとするときは、別に定める様式による母子福祉資金等償還金支払猶予申請書に母子臨時児童扶養等資金又は父子臨時児童扶養資金の貸付けに係る児童が在学する学校の長の発行する在学証明書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(保証人の資格)</p> <p>第4条 政令第9条第1項（政令第31条の7において読み替えて準用する場合を含む。）及び<u>附則第8条第5項</u>の保証人（以下この章において「保証人」という。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(据置期間の延長)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 政令<u>附則第8条第6項</u>（政令<u>附則第9条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定による据置期間の延長の決定を受けようとする者は、別に定める様式による母子福祉資金等据置期間延長申請書にその者の前年の所得を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(償還金の支払猶予)</p> <p>第15条の2 [略]</p> <p>2 借受者は、政令<u>附則第8条第7項</u>（政令<u>附則第9条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づく償還金の支払猶予を受けようとするときは、別に定める様式による母子福祉資金等償還金支払猶予申請書に母子臨時児童扶養等資金又は父子臨時児童扶養資金の貸付けに係る児童が在学する学校の長の発行する在学証明書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。